

児童相談所一時保護について

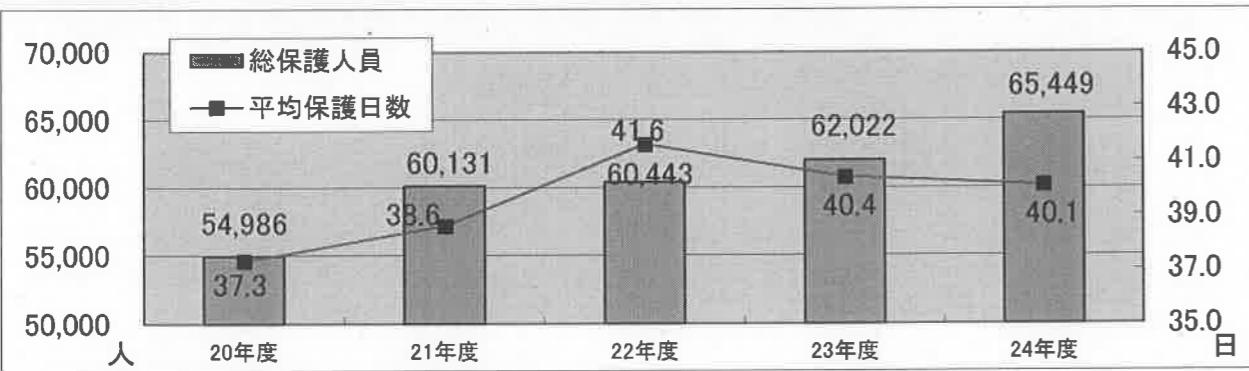
一時保護等の現状

これまでの取組

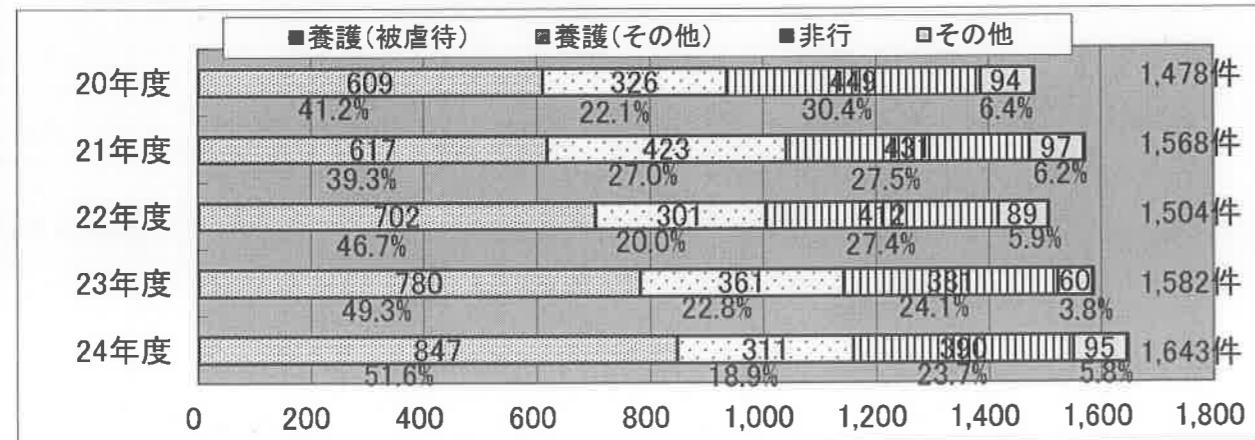
- 平成25年2月 児童相談センター移転(保護所定員:56名)
- 平成25年5月 江東児童相談所開設(保護所定員:32名)
<設置数:6か所、総定員:192名>

その他、生活指導の職員、心理職員等の配置について、児童福祉法に明確に定めるよう、国への提案要求を行ってきている。

【一時保護所 年間総保護人員・平均保護日数の推移】



【一時保護所 新規入所状況(相談別)】



【一時保護委託状況(施設等別)】

24年度合計	児童養護施設	乳児院	里親	その他
447	150	98	82	117

【治療指導事業(施設不適応短期宿泊)】

児童養護施設や養育家庭に措置等している児童で、施設や学校等で不適応にある児童に対して、宿泊での多面的なアセスメントを行い、その後の処遇を支援する。

	22年度	23年度	24年度
実人数計	35	44	53
不登校	7	10	8
性格行動	28	34	45

課題

- ◆ 一時保護所入所児童について、虐待により心に傷を負った児童の増加、保護の長期化、24時間児童に対応しなければならない施設の特性を踏まえ、児童の処遇及び職員の支援力の向上が不可欠となっている。
- ◆ 施設入所児童について、他人への暴力や性的問題行動など対応の難しい児童が増加しており、施設不適応となった際のクールダウンが必要なケースが増えている。
- ◆ 緊急で一時保護委託しなければならない場合、児童のアレルギーや疾患等の状況が把握できない場合があり、受け入れる施設等の対応が難しい。

取組の方向性

- ◆ 保護所への外部評価の導入
<期待できる効果>
 - ・ 保護所運営及び支援内容について、職員自ら主体的に改善に取り組むことができる。
 - ・ 職員の「子供の権利擁護」に対する意識の一層の向上が図れる。
 - ・ 自分たちが、何ができるか何ができないかについて、客観的に理解できる。
 ただし、必要とされるルールなど、一時保護所の役割や機能などについての十分な理解の下、実施される必要がある。
- ◆ 施設の医師や心理職員による児童の状態の早期把握や、治療指導課を含む児童相談所と施設との十分な連携により、治療指導課事業の早期活用を図り、施設不適応を未然に防止する。
- ◆ 児童養護施設での更なる一時保護委託について検討する。
- ◆ 緊急で一時保護委託する際の児童のアレルギーや疾患等に係る情報については、引き続き児童相談所が早急に情報収集を行い、施設等に可能な限り提供していくことを徹底する。
- ◆ 養育困難などについて、区市町村におけるショートステイの活用をより一層図る。